

弁護士の綱紀・懲戒制度の概要と日弁連の改革の基本方針について

2002年5月14日

日本弁護士連合会

第1 弁護士の懲戒制度

- 1 懲戒委員会の判断にもとづいて、弁護士会が懲戒（弁護士法 § 56 ）
 弁護士会の行政処分 東京高等裁判所への取消訴訟（ § 62 ）
- 2 何人も、弁護士会あてに弁護士の懲戒を請求できる（ § 58 ）
 懲戒請求人は、日弁連あてに異議申出できる（ § 61 ）
- 3 綱紀・懲戒、二段構えの制度（ § 58 、 ）
- 4 懲戒委員会の外部委員（裁判官・検察官・学識経験者）制度（ § 52 、
 § 69 ）

第2 綱紀・懲戒制度改革の基本方針（平成14年2月28日臨時総会）

- 1 説明責任を果たし、透明性を確保するための方策
 弁護士会綱紀委員会の外部委員制度
 市民委員の参加
 日弁連綱紀委員会の議決等に関し、綱紀審査会に不服申立する制度
 懲戒委員会の議決における少数意見の明示
 懲戒請求人の手続への参加
- 2 綱紀・懲戒手続の充実・迅速化のための方策
 複数の審査体
 調査員制度
 審査回数の増加・委員の増員
 日弁連綱紀委員会が各弁護士会綱紀委員会の議決等に関する異議申出
 を審査する制度
 綱紀・懲戒手続への弁護士の協力義務
- 3 綱紀・懲戒制度の実効性を高めるための方策
 懲戒事由の類型化等
 重ねて懲戒処分を受ける者への累犯加重による重い懲戒処分
 除斥期間等の制度の整備
 懲戒処分の官報等による公表
 懲戒請求案件の懲戒処分前の公表